

# 病院職員の過重労働軽減に関するお願い

昨今、医療従事者の過重労働が問題とされており、労働環境を改善することを目的とした委員会が厚生労働省で立ち上げられました。当院でも時間外勤務が増加し、休日もなかなか取れない状況に陥っております。医療従事者にも休息は必要です。そのため、医療従事者の業務負担軽減についてさらなる対策を行いたいと考えています。患者さんやご家族の皆様には以下についてご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

## ACTION 1

**病状の説明や手術・処置の説明は原則勤務時間内に行います。（平日 8:30-17:15）**

これまで、上記説明については、ご家族の希望を優先させていただいてきましたが、夕方以降の夜間になることが多く、医療従事者の慢性的な超過勤務状態が続いております。これを解消するため**医療従事者からの説明やご相談は原則勤務時間内に設定**させていただきます。ただし、診療等の関係や緊急事態の場合はこの限りではありません。



## ACTION 2

**土日、祝日、平日夜間は当直・当番医師が主治医に代わり責任をもって対応します。**

**土日、祝日、平日夜間の診療については、当直医や当番医師が対応**させていただきます。必要に応じて受持ち医や主治医と連絡をとりながら適切に診療をおこないますのでご安心ください。

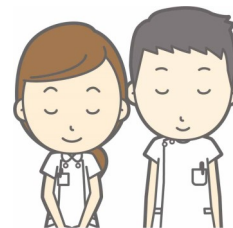


## ACTION 3

**必要時以外の臨時外来受診を控え、救急外来診療の適切な利用をお願いします。**

本院の救急外来は主に救急集中治療部や病院全体の医師が交替で対応しており、必ずしも専門的な診察が行えない場合があります。病状に変化がある場合や心配なときは**極力通常の診察時間内での受診**をお願いします。

また、本院の救急外来は、近隣病院や県内救命救急センターでは対応できない重症患者の受入れも大きな任務の一つであり、**軽い風邪など日常的な疾患については近隣の医療機関への受診**をお願いします。



本院の医療レベルを保ち、医療従事者の健全な労働環境を維持するために患者さん、ご家族の皆様のご理解とご支援をいただけますようお願い申し上げます。